

○福島県議会委員会条例

昭和三十四年十二月十五日
福島県条例第三十九号

福島県議会委員会条例をここに公布する。

福島県議会委員会条例 (常任委員会の設置)

第一条 福島県議会(以下「議会」という。)に常任委員会を置く。
(平三条例四二・一部改正)

(常任委員会の名称、委員定数及び所管事項)

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務委員会	十人	一 総務部、危機管理部及び出納局の分掌に属する事項 二 選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 三 他の常任委員会の所管に属しない事項
企画環境委員会	十人	企画調整部及び生活環境部の分掌に属する事項
福祉公安委員会	九人	一 保健福祉部の分掌に属する事項 二 病院局の所管に関する事項 三 公安委員会の所管に関する事項
商労文教委員会	十人	一 商工労働部の分掌に属する事項 二 企業局の所管に関する事項 三 教育委員会及び労働委員会の所管に関する事項
農林水産委員会	九人	一 農林水産部の分掌に属する事項 二 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項
土木委員会	十人	一 土木部の分掌に属する事項 二 収用委員会の所管に関する事項

(昭四四条例三二・全改、昭四七条例二九・昭五〇条例三三・昭五三条例四一・昭五八条例二三・昭六二条例三四・平六条例四一・平一五条例五八・平一六条例四二・平一六条例九七・平二七条例七三・一部改正)

(常任委員の任期)

第二条の二 常任委員の任期は、選任された日から選任された日が属する年の翌々年の十月三十一日までとする。
ただし、後任者が選任されるまでの間は、在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第四条第三項の規定により選任された委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から始まる。

(平三条例四二・追加、平二三条例一〇七・平二四条例一一三・一部改正)

(議会運営委員会の設置等)

第二条の三 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員の定数は、十三人とする。

3 前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。

(平三条例四二・追加)

(特別委員会の設置等)

第三条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(平三条例四二・平二四条例一一三・一部改正)

(委員の選任等)

第四条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が議会の会議に諮つて選任する。
ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

2 常任委員及び議会運営委員の選任は、一般選挙後最初の議会の会議において、速やかに行うものとする。

3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前三十日以内に行うことができる。

4 委員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、選任された常任委員を辞することができる。

5 議長は、常任委員の申出があるときは、議会の会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

6 第一項ただし書の規定により委員を選任したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会の会議に報告しなければならない。

7 第五項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第二条の二第二項の規定の例による。

(平三条例四二・平一八条例一〇八・平二四条例一一三・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第五条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。ただし、特別委員会にあつては、必要があるときは、副委員長を二人とすることができる。

2 委員長及び副委員長は、議長が議会の会議に諮つて当該委員のうちから選任する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平元条例五・平三条例四二・一部改正)

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第六条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第七条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。この場合において、副委員長が二人あるときは、委員長があらかじめ定めた順序に従い、委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を行う。

(平元条例五・一部改正)

(委員長、副委員長の辞任)

第八条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第九条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会の会議に報告しなければならない。

(平三条例四二・平一八条例一〇八・一部改正)

(招集)

第十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員二人以上から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開会の特例)

第十条の二 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に参加した委員(前項の許可を得た委員に限る。)については、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(令六条例五六・追加)

(定足数)

第十一條 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、第十四条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第十二条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(少数意見)

第十三条 委員会で廃棄された少数意見で一人以上の賛成があるものは、少数意見者が議会に報告することができる。

(委員長及び委員の除斥)

第十四条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についてはその議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、その会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開等)

第十五条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができます。

2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前項のほか委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(平一六条例四二・一部改正)

(出席説明の要求)

第十六条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平一二条例一六四・一部改正、平一六条例四二・旧第十七条繰上、平一六条例九七・平二七条例七三・一部改正)

(秩序を乱す等の行為の禁止)

第十七条 委員は、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となる言動をしてはならない。

(平一六条例四二・旧第十八条繰上)

(秩序保持に関する措置)

第十八条 委員会において委員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、福島県議会会議規則(昭和三十四年福島県議会規則第一号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱し、又は議会の品位を傷つけたときは、委員長は、これを制止し、若しくは発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、その日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平一六条例四二・旧第十九条繰上)

(公聴会の開催)

第十九条 委員会が公聴会を開くことを決定したときは、議長に通知しなければならない。

2 公聴会の日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項は、議長が公示する。

(平一六条例四二・旧第二十条繰上)

(意見を述べようとする者の申出)

第二十条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書でその理由及び案件に対する賛否を、あらかじめその委員会に申し出なければならない。

(平一六条例四二・旧第二十一条繰上)

(公述人の決定)

第二十一条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないよう公述人を選ばなければならない。

(平一六条例四二・旧第二十二条繰上)

(公述人の発言)

第二十二条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏當な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退場を命ずることができる。

(平一六条例四二・旧第二十三条繰上)

(委員と公述人の質疑)

第二十三条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(平一六条例四二・旧第二十四条繰上)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十四条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平一六条例四二・旧第二十五条繰上)

(参考人)

第二十五条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前三条の規定は、参考人について準用する。

(平三条例四二・追加、平一六条例四二・旧第二十五条の二繰上)

(記録)

第二十六条 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記録させ、委員会で決めた二人以上の委員とともに署名しなければならない。

(会議規則との関係)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 福島県議会委員会条例(昭和三十一年福島県条例第四十九号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際、現にこの条例により廃止前の福島県議会委員会条例の規定に基づく委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例の規定に基づく委員会の委員長、副委員長又は委員とみなす。

附 則(昭和三六年条例第一七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三七年条例第二八号)

1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福島県議会委員会条例の規定に基づく商工労働委員会又は経済委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例による改正後の福島県議会委員会条例の規定に基づく商工労働企画開発委員会又は農政委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

附 則(昭和三八年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年条例第三二号)

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和四七年条例第二九号)

1 この条例は、福島県部設置条例の一部を改正する条例(昭和四十七年福島県条例第一号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福島県議会委員会条例の規定に基づく次の表の上欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例による改正後の福島県議会委員会条例の規定に基づく同表の当該下欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

総務公安委員会	総務公安委員会
厚生文教委員会	厚生生活環境委員会
商工労働企画開発委員会	商工労働文教委員会
農政委員会	農政委員会
農地林務委員会	農地林務企画開発委員会
土木委員会	土木委員会

附 則(昭和五〇年条例第三三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年条例第四一号)

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県議会委員会条例の規定に基づく次の表の上欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の福島県議会委員会条例の規定に基づく同表の当該下欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

総務公安委員会	総務公安委員会
厚生生活環境委員会	福祉環境委員会
商工労働文教委員会	商工労働文教委員会
農政委員会	農政委員会
農地林務企画開発委員会	企画農林委員会
土木委員会	土木委員会

附 則(昭和五八年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年条例第三四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年条例第四二号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に選任されている常任委員の任期は、改正後の福島県議会委員会条例第二条の二の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則(平成六年条例第四一号)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく次の表の上欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれその残任期間を任期として、改正後の福島県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく同表の当該下欄に掲げる委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

総務公安委員会	総務委員会
企画農林委員会	企画環境委員会
福祉環境委員会	福祉公安委員会
商工労働文教委員会	商労文教委員会
農政委員会	農林水産委員会
土木委員会	土木委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査中又は調査中の事件は、それぞれ新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に付議された事件とみなす。

附 則(平成一二年条例第一六四号)

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五八号)

- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第四二号)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第九七号)

- この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一〇八号)

- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第一〇七号)

- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第一一三号)

- この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成二五年三月一日)

附 則(平成二七年条例第七三号)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の福島県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査中又は調査中の事件は、それぞれ新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に付議された事件とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、新条例第十六条の規定は適用せず、旧条例第十六条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(令和六年条例第五六号)

- この条例は、令和六年四月一日から施行する。